

津軽広域水道企業団西北事業部建設工事及び関連業務委託に係る予定価格事前公表に関する要領

(総則)

第1条 この要領は、津軽広域水道企業団西北事業部が発注する建設工事及び設計、監理、調査及び測量の委託に係る予定価格の事前公表について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 入札・契約に関する情報を広く公開し、入札・契約手続きを公正、円滑に進めるため、次に掲げることを目的とする。

- (1) 入札、契約手続きの透明性及び客観性を確保する。
- (2) 競争入札への参加の判断基準として示し、採算が見込めない入札を回避し、積算業務の負担の軽減を図る。
- (3) 入札不調の減少による適切な発注時期の確保並びに、複数回数の入札による入札参加者及び発注者の負担軽減を図る。

(定義)

第3条 この要領において、「予定価格」とは津軽広域水道企業団水道事業会計規程(平成16年管理規程第5号)第97条の規定に基づき定められた価格で、消費税及び地方消費税を含む価格をいう。

2 この要領において、「事前公表」とは入札前に入札参加希望者、入札指名業者等に対し公表することをいう。

(事前公表の対象工事)

第4条 予定価格を事前公表する対象工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(測量、調査、設計及び製造を含む。)を競争入札に付するもので、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 条件付き一般競争入札を行う建設工事
 - (2) 設計金額130万円を超える指名競争入札を行う建設工事
 - (3) 設計金額50万円を超える指名競争入札を行う設計、監理、調査及び測量の委託
- 2 前項の各号に該当するもののうち、津軽広域水道企業団西北事業部指名審査会及び津軽広域水道企業団西北事業部指名委員会の決定において、予定価格を公表しないことができる。

(事前公表する関連情報)

第5条 予定価格は、次に掲げる関連情報と共に事前公表するものとする。なお、設計金額、工事価格、入札書比較価格、制限価格(基準価格)は事前公表の対象外とする。

- (1) 工事番号
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 予定価格（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 入札予定日

（事前公表の方法）

第6条 予定価格の事前公表は、入札指名通知書へ記載するとともに、企業団が設置する閲覧場所での別記様式による書面（以下「予定価格書」という。）での閲覧による方法とする。

- 2 事前公表の時期は、一般競争入札については入札公告が為された時とし、指名競争入札については指名通知が出された時とする。

（閲覧の期間）

第7条 予定価格の事前公表の期間は、当該工事の契約日までとする。

（予定価格書の閲覧日時等）

第8条 予定価格書を閲覧に供する日は、津軽広域水道企業団の休日を定める条例（平成2年条例第3号）第1条に掲げる日を除く日とする。

- 2 閲覧時間は、執務時間内とする。

（閲覧の条件）

第8条 予定価格書を閲覧に供するときは、所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外には持ち出すことはできない。

- 2 予定価格書を汚損または毀損してはならない。
- 3 予定価格書の複写等の便宜供与は行わない。
- 4 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じないものとする。

（その他）

第9条 予定価格事前公表の実施に関し、この要領に定めのない事項については、企業長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年 5月 1日から施行する。

改 正

この要領は、平成23年 4月27日から施行する。

(別紙1)

決 裁 区 分	<input type="checkbox"/> 企業長	企業長	副企業長	局長	部長	次長	課長
	<input type="checkbox"/> 副企業長						
	<input type="checkbox"/> 局長						
	<input type="checkbox"/> 部長						
	<input type="checkbox"/> 課長						

予定価格及び最低制限価格調書
入札又は見積りに付する工事又は物件の名称

工事(委託)番号

工事(委託)名称

入札書比較価格 (予定価格)	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円

入札書比較価格 (最低制限価格)	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円

予定価格	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円

最低制限価格	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円

年 月 日

参考

予定価格比較価格

最低制限価格比較価格

設計額

予定価格

最低制限価格